

いじめ防止対策のための都の条例・基本方針等の策定の方向性 (主な規定事項)

国（文科省）が策定したもの

いじめ防止対策推進法

(平成25年6月公布、平成25年9月施行)

国、地方公共団体及び学校において対策を推進するための基本となる事項を規定

目的、責務、地方いじめ防止基本方針の策定努力義務、条例によるいじめ問題対策連絡協議会の設置、附属機関の設置、重大事態への対処など

いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月策定)

国、地方公共団体及び学校において対策を推進するための基本的な指針・留意点

地方いじめ防止基本方針策定の留意点、地方公共団体・学校が実施すべき施策、地方公共団体・学校に置く組織の概要、重大事態の調査など

東京都が今後策定するもの

東京都いじめ防止条例 (仮称)

都において対策を推進するための基本となる事項を規定

- 目的、都の責務
- 東京都いじめ防止基本方針 (仮称) の策定
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会 (仮称) の設置
- 附属機関の設置
- 重大事態の再調査 など

東京都いじめ防止基本方針 (仮称)

都において対策を推進するための基本的な方向や基本的な事項
【公立学校・私立学校、都教委・関係局】

- 基本的な考え方
- 都及び学校の基本的な取組
- 設置する組織の概要 など

都教育委員会 いじめ総合対策 (仮称)

教育委員会及び公立学校において講じる総合的な対策の具体的内容

- 基本的な考え方
- 未然防止のための対策
スクールカウンセラーによる全員面接の実施 等
- 早期発見のための対策
生活意識調査・いじめ実態調査の実施 等
- 早期対応のための対策
子供への組織的な対応 等
- 重大事態への対処
被害の子供の保護・ケア、重大事態の事実関係の調査 等 など

平成26年第一回都議会定例会に条例案を提出予定

平成26年3月を目途に策定予定